

令和 7 年度 入札制度の変更について
(令和 7 年 6 月 1 日)

廿日市市総務部契約課

はじめに

廿日市市では、入札・契約制度について、透明性、公平性、競争性を確保する観点から毎年見直しを行っています。令和7年度においては、次のとおり入札・契約制度の変更を行います。

目 次

1 建設工事における一抜け方式による入札の導入について・・・・・・・・・・(P 1)

建設工事について、地域における公共工事の品質確保並びにその担い手の中長期的な育成及び確保を目的に実施する一抜け方式による入札を導入します。

2 建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務における前金払の請求書への押印の省略について・・・・・・・・・・(P 2)

廿日市市の請求書への押印の省略に伴い、建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務における前金払いの請求書への押印を省略します。

1 建設工事における一抜け方式による入札の導入について

1 趣旨

建設工事について、地域における公共工事の品質確保並びにその担い手の中長期的な育成及び確保を目的に実施する一抜け方式による入札を導入します。

2 対象工事

次の各号に掲げる全ての要件に該当する複数の案件について指定するものとします。

- (1) 同一の発注者の案件であること。
- (2) 同一日に入札公告又は指名通知を行い、かつ同一日に開札する案件であること。
- (3) 工事の種類（入札参加資格の認定業種）が同一の案件であること。
- (4) 主任（監理）技術者の配置（専任の要否は問わない）に重複する期間がある案件であること。

3 入札公告又は指名通知

入札に付するときは、当該案件が「一抜け方式の対象工事」であることを入札公告又は指名通知に明示するものとします。

4 落札候補者の決定

一抜け方式の適用に当たっては、次の各号によるものとします。

- (1) 対象工事数を考慮して競争性が確保されるよう一般競争入札における応札可能者数又は指名競争入札における指名業者数を確保するものとします。
- (2) 開札の順位は、原則として、請負対象設計金額の高い順に設定するものとします。
- (3) 落札者の決定は、原則として、開札順に行うこととします。
- (4) 上位の落札候補者決定順位の案件が「入札中止」又は「不調」となった場合は、その案件を除外し、次順位以降の案件の落札候補者を決定するものとします。
- (5) 先の案件で落札者となった者が、その後の案件にも参加している場合はその入札を無効として取り扱うこととします。

	案件①（一般競争入札） 予定価格 48,000 千円		案件②（一般競争入札） 予定価格 40,000 千円		案件③（一般競争入札） 予定価格 30,000 千円		案件④（指名競争入札） 予定価格 9,000 千円	
A 者	44,000	落札	36,000	無効	27,000	無効	8,000	無効
B 者	44,200		36,000	落札	27,000	無効	8,000	無効
C 者	44,500		36,000	くじ	27,000	落札	8,000	無効
D 者	45,000		37,000		28,000		9,000	落札
E 者	45,000		37,000		28,000		—	辞退
F 者	46,000		38,000		29,000		—	辞退
G 者	47,000		38,000		30,000			

5 施行日

令和7年6月1日以降に公告又は指名する建設工事から適用します。

2 建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務における前金払の請求書への押印の省略について

1 趣旨

廿日市市の請求書への押印の省略に伴い、建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務における前金払いの請求書への押印を省略します。

2 対象

(1) 建設工事

設計金額 2 0 0 万円を超える建設工事の前金払の請求書

(2) 測量・建設コンサルタント等業務

設計金額 1 0 0 万円を超える測量・建設コンサルタント等業務の前払金の請求書印

3 施行日

令和 7 年 6 月 1 日以降に提出の前金払の請求書から適用します。